

## 延喜庄園整理令と初期庄園

丸 山 幸 彦

【要約】 延喜庄園整理令は、原野の大規模分割と百姓の私地集積という二つの形態をとって展開する初期庄園の整理と再編を意図してされた法令である。この整理と再編は、庄園の新設を禁止すること（庄園の量的拡大の抑止）、既設庄園についてはその内部の公認の庄田を除く田地とくに新規開発田を公田と認定し庄域内全田地の庄田化を禁止すること（庄園の私的大土地所有への転化の抑止）、以上の二つの形で具体化していく。そして整理令発布以後一二世紀前半にかけて、整理令の原則に基づいた、しかも私的大土地所有化の傾向を強くはらんだ官省符庄が初期庄園の最終段階として展開していくことになる。

史林 六一卷二号 一九七八年三月

### はじめに

延喜庄園整理令について従来多くの研究が積みかさねられてきたが、第二次大戦後の整理令研究の出発点となったのは石母田正氏の「古代の転換期としての十世紀」<sup>①</sup>であったことは周知の事である。そこにおいて氏は「この整理令が従来の古代的土地所有制の内的構造の変化といかに関係するか」という問題視角のもとに、とくに勅旨田の問題に焦点をあわせて九世紀の勅旨田は天皇の私有地であること、その経営は国家による直営田の形態をとりその構造においては初期庄園的・奴隸制的形態をとること、そしてその経営はやがて破綻し整理令で地子に依存する形式にあらためたことを指摘した。石母田氏以後の研究は分析の主軸を勅旨田の研究におきながら、より多角的な分析が進展するが、これら研究は、(1)石母田氏・林屋辰三郎氏<sup>②</sup>などの勅旨田の構造とその評価をめぐる研究、(2)上横手雅敬氏<sup>③</sup>などの整理令の発布主体の研究、

(3)寛平の治の延長として整理令を把握しようとする上横手氏の研究、庄園史の立場から整理令を九世紀における諸課題の総決算として位置づける村井康彦氏の研究、「庄家」に焦点をあてて整理令を位置づける高田実氏の研究および勅旨田を所有の観点から位置づけなおそうとする泉谷康夫氏の研究、などに示される整理令の性格づけの研究、(4)免除領田制を整理令の具体化として位置づける坂本賞三氏の研究、整理令の原則が施行直後に変更されたとする赤松俊秀氏の研究など整理令実施過程についての研究、の四点に整理することができる。

以上の研究史の到達点を見ると、そこに問題点が二つあると考える。一つは従来すぐれた研究が多くなされてきたにもかかわらず四通の官符から構成されている整理令そのものの分析が十分でないことであり、他の一つは分析の視角にいくつかの問題が含まれていることである。

まず前者について、整理令は延喜二年(九〇二)三月一二・一三兩日にだされた次の四通の官符から成り立っている。

① 応停止臨時御厨并諸院諸宮王臣家厨事

② 応禁制諸院諸宮及王臣家占固山川藪沢事

③ 応禁断諸院諸宮王臣家仮民私宅号庄家貯積稻穀等物事

④ 応停止勅旨開田并諸院諸宮及五位以上買取百姓田地舍宅占請閑地荒田事

この四通の官符について、従来の研究においては一連のものとしてとらえようとする方向が不十分であり、④官符と他の三官符との関連の分析がないこと、④官符についても分析が勅旨田に集中し④官符全体としての分析が不十分であること、が指摘できる。

研究史のもつ問題の第二は、分析視角についてである。その第一点は④官符にあらわれる「勅旨開田」を証明しないまままで勅旨田と同義とみなして分析がなされていることである。第二点は整理令の分析が勅旨田の経営形態の変化という側面に集中してしまい、古代的土地所有の変化のなかに整理令を位置づけて分析するという視角が欠けていることである。

第三点は整理令が庄園整理をめざしているという性格をもつにもかかわらず、初期庄園と整理令の関連について分析が十分でないことである。

以上の問題点をふまえて、本稿は次の角度から分析を行う。まず整理令を構成する四通の官符について④官符を中心にその内容をあらためて検討する。次にその内容検討をふまえて、整理令の史的位置づけを延暦・弘仁年間に完成する律令制の大規模分割地規制（庄園規制）との対比で行っていく。さらに、この整理令の発布が初期庄園に与えた影響について一〇世紀の官省符庄を素材にみていく。以上の諸点をみることで、整理令を律令制下の大土地所有の変遷との関連のなかで巨視的に位置づけることに一歩近づきうるものと考えられる。<sup>⑩</sup>

- ① 同氏著『古代末期政治史序説』所収。
- ② 「院政政権の歴史的評価」（同氏著『古代国家の解体』所収）。
- ③ 「延喜・天曆期の天皇と貴族」（『歴史学研究』二二八号）。
- ④ 「延喜の荘園整理令」（同氏著『古代國家解体過程の研究』所収）。
- ⑤ 「延喜二年三月十三日太政官符の歴史的意義」（『東京教育大学文学部紀要』七六）。
- ⑥ 「延喜庄園整理令について」（同氏著『律令制度崩壊過程の研究』所収）。

## 第一章 延喜庄園整理令の内容

本章では整理令そのものの内容分析を④官符を中心に行う。繁雑になるが分析の必要上まず④官符の全文をかかげる。

右<sup>1</sup>検案内、頃<sup>a</sup>年勅旨開田遍在諸國、雖占空閑荒廢之地是奪黎元產業之便也、加之新立庄家、多施苛法、課責尤繁、威脅難耐、且諸國<sup>1</sup> 紆濫百姓為遁課役、動赴京師、好惡豪家、或以田地詐稱寄進、或以舍宅巧号売与、遂請使取牒加封立勝、國吏雖知矯饒之計、而憚權

⑦ 「延喜庄園整理令の性格」（『歴史学研究』二七三号）。ただし氏は後に著書『日本王朝国家体制論』において免除領田制と整理令を結びつけたのは誤り、としている。

⑧ 「領主と作人」（同氏著『古代中世社会経済史研究』所収）。

⑨ いずれも類聚三代格所収。

⑩ なお本稿は拙稿「官省符と基準園図」（『小葉田淳教授退官記念国史論集』所収）第一章・第三章・第四章の書きなおしの意味をも持つ。

貴之勢、鉗口卷舌不敢禁制、因茲出舉之日託事權門不請正稅、收納之時蓄穀私宅不運官倉、賦稅難濟莫不由斯、加以賂遺之所費田地遂為豪家之庄、狃擄之所損民烟長失農桑之地、終無處於容身、還流冗於他境、案去天平神護元年格云、天下諸人競為墾田、多勢之家驅使百姓、貧窮之民無復自存、自今以後、一切禁斷、宝龜三年格傳、諸人墾田任令開墾、但假勢苦百姓者、宜嚴禁制、弘仁三年格云、諸國司不率朝憲專求私利、百端狃欺一無懲革、或假他人名多買墾田、或託言王臣競占墾地、民之失業莫不由此、宜重下知嚴加禁制、天長元年格云、有常荒田百姓耕作、一身之間聽其耕食、不得因此勢家耕作、案件等格請開墾地耕食荒田、只為百姓獨立其文、至于高貴嚴制重疊、而諸院諸宮朱紫之家不憚憲法、競為占請、國郡官司判許之日、雖似專權墾發勞其輪租、而猶尽土民之力役、妨國內之農業、左大臣宣、奉勅、正朔通變、驪翰推遷、八埏之地有限、百王之運無窮、若削有限之壤、常奉無窮之運、則後代百姓可得而耕乎、宜當代以後勅旨開田皆悉停止、令民負作、其社社百姓田地各任公驗、還与本主、且夫百姓以田地舍宅壳寄權貴者、不論陰贖不弁土浪、決杖六十、若有乖違符旨受囑買取、并請占墾地荒田之家、國須具錄耕主并畧牒之人、使者之名、早速言上、論以違勅不曾寬宥、判許之吏解却見任、但元來相伝為庄家券契分明、無妨國務者不在此限、仍須官符到後百日内弁行具狀言上<sup>①</sup>

この官符は大きくはⅠとⅡの二つの部分に分けて把握する必要がある。すなわち官符の発布者が山野・空闲地・荒廢田の占点の展開がいかなる情況にあり、またなぜそこまで来たかということについてのべている、いわば現状把握の部分がⅠの部分である。この現状把握をふまえて官符の発布者としてそれにいかに対応していくのかを示している、いわば対応策の部分がⅡの部分である。

現状把握部分についてみていくが、まず解決しておく必要があるのが勅旨開田の意味の確定である。従来の研究史では勅旨開田は勅旨田と同義とみなされ、これを疑った論文は管見の限りでは見当らない。しかしこの④官符にしかあらわれない勅旨開田を論証ぬきに天皇家のもつ庄園である勅旨田と同義とみなしてよいとは思えない。そこであらためて勅旨開田の意味の確定を④官符現状把握部分を素材に行ってみよう。

現状把握a部分は、王臣家・寺社の庄園集積の動きを「頃年勅旨開田……産業之便也」という動きと「加之新立庄家……

：於他境」という動きの二つに整理してとらえている。そして a 部分の文脈上からみて勅旨開田とは王臣家・寺社が空閑・荒廢の地を占点することであり、新立庄家とは同じく王臣家・寺社による百姓の田地・舎宅の集積であることは明らかであり、その点をふまえればこの勅旨開田について次の二つの特質を指摘できる。第一は勅旨開田は未開地の分割・占点を指すのであり、百姓の田地・舎宅の集積（新立庄家）とは明確に区別された土地集積の形態である。第二は勅旨開田はその展開が百姓を苦しめるといふ指摘はなされるものの、新立庄家が非合法的な側面をもつことが指摘されていることと対照的に法的な非合法性を指摘されておらず、国家公認の土地集積という性格をもつ。以上のようにみると、勅旨開田とは律令国家が設定を公認した未開地上における大規模分割地を指す、とみるのが妥当である。いいかえると、勅旨開田は八世紀中期の東大寺領諸庄、九世紀の勅旨田・親王賜田、など国家公認の野占に基づいて成立した初期庄園を指すのであり、勅旨田は勅旨開田の一構成部分にすぎないのである。このように勅旨開田を解釈すれば、b 部分で引用されている四通の官符がいづれも勅旨田のみを問題にしているものではなく王臣家・寺社・国司の土地集積全般を問題にした官符であることとの説明がつく。また勅旨開田を勅旨田と読むことで、勅旨田という特定の地目のみが王臣家・寺社の土地集積全般を問題にしている筈の④官符全体のなかで異様にクローズ・アップされているという不自然さもとり除くことができる。

以上の勅旨開田の解釈をふまえると、現状把握部分の内容は次の通りである。a 部分では国家公認の大規模分割地の系列（勅旨開田の系列）の庄園の一定の枠をこえた展開、ならびに百姓と王臣家・寺社の私的結合で成立する系列の庄園の非合法的な拡大、の二つの動きが農民の生産活動に否定的な影響をもたらすことをのべ、b 部分では諸官符を引用してこのような庄園集積は律令法から逸脱したものであることをのべている。そして c 部分で王臣家・寺社がそのような律令法を無視して占点を行い国郡司はこの占点が輪租田を増加させるといふ名目で行われるため判許しているが、現実には地方行政に否定的な影響を及ぼしていることを指摘している。

次に対応策部分についてその内容をみていくと、a 部分について、限度のある土地を勅旨で与えていたのでは後代の百

姓の耕作すべき土地がなくなるので土地の賜与を中止する。b部分について、当代以降の勅旨開田をやめ民に負作させる。また寺社・百姓が持っていた地で勅旨開田にくりこまれたものは公験に従って本主に返還する（a部分の具体化の第一の部分）。c部分について、百姓が田地・舎宅を王臣家・寺社などに売却・寄進し、また王臣家などが買取り・受寄をした場合処罰する。但し元來相伝し公験が分明で国務の妨げにならない庄は百姓の田地・舎宅集積によって成立したものであってもその存続は認める（a部分の具体化の第二の部分）。d部分について、以上の点について百日以内に報告するように。aとd全体として、現状把握部分で王臣家・寺社の庄園集積を二つに整理して把握しているのをうけて、この二つそれぞれに対する対応策を提示しているのである。以下やや詳しくほり下げてみる。

まず勅旨開田の系列の庄園整理について（b部分）、この部分について従来の研究史には二つの問題がある。一つは勅旨開田を勅旨田と同義としていることであるが、他の一つは「令民負作」の部分を庄園経営の面からのみとらえていることである<sup>③</sup>。後者について、泉谷康夫氏が「勅旨開田の停止は土地所有にかかわる問題として述べられている」として経営形態の変化と関連づけて考える従来の観点を批判し、それに基づいて「令民負作」というのは勅旨田の田主権を百姓に与えることを意味するとしているが、これは従来の研究史の欠点をついた正しい指摘であると考え<sup>④</sup>。

泉谷氏の指摘に従い「令民負作」を土地所有の側面からみるならば、b部分は次のようにとらえうる。「当代以後……負作」の部分は当代以降の勅旨開田すなわち醍醐天皇以降に開かれた庄田<sup>⑤</sup>は所有関係から云って庄田とは認めず、その田主権を一般農民に付与することをのべている。また「其寺社……本主」の部分は買得などで庄園に吸収されている他者の田地も庄田とは認めず本主に返還させることをのべている。以上まとめるとこのb部分では、①今後における庄田の増加を一切禁止する、従って新規の大規模分割地新設は以後行なわない、②当代以前から存続している既存の大規模分割地については、その内部において当代以前から庄田として存続してきている公験の明確なもののみを庄田として認め、当代以降の庄域内の新規開発田および当代以前から存続していても買得田であることが明らかなのはいずれも庄田としては認

めない、以上の方向での庄田整理の原則を打出しているのである。

このb部分と深く関連するのが②官符である。この官符は延暦三年（七八四）に出された延暦庄園整理令を引用しつつ、これに基づいた未開地の王臣家・寺社の手による占点の禁止をあらためて強化するように命じている。この延暦三年官符は「所占之地、不論先後皆悉還公」を命じ、延暦一〇〇一年段階の山城・摂津で実行されているのをみると王臣家・寺社の地を調査し、由来の明確なものと在地の共同体が王臣家の地と認めたものとは庄として存続を認め他は本主への返還や収公を行っている。②官符はこの延暦庄園整理令を引用しつつ大規模分割地系列の庄園の整理の基準を示そうとしているのである。以上で明らかのように②官符は④官符対応策b部分での志向を歴史的・理念的に裏付けるべく出された官符なのであり、その意味で両者はきりはない存在なのである。

次に百姓の田地・舎宅の集積により成立する庄園の整理についてみていく（c部分）。これは二つの方向で行われる。一つは「且夫百姓……解却見任」の部分で示される今後における百姓と王臣家・寺社の私的結合の禁止であり、勅旨開田の系列の庄園における今後の新たな分割地の設定禁止に対応する事項である。他の一つは「但元来……不在此限」の部分で示される既存庄園について公験が正当で国務の妨げにならない田地のみ庄田として認めるということであり、勅旨開田の系列の庄園における既存庄園の内部の整理に対応する事項である。

このc部分との関連のもとに出されているのが③官符である。③官符は百姓の私宅を王臣家・寺社が庄家と号して吸収することを禁じ、それに違背した庄家の没収を命ずるとともに券契分明の庄家の存続を認めている。この官符は天平年間・天平勝宝年間の官符を引用しつつ、このc部分を歴史的・理念的に裏付けたものとみてよいのであり、その点で両者はきりはなしえない関係にある。

以上④官符の内容をみてきた。なお②③官符については④官符の対応策部分を補強するものとして出されたことは先にみた通りである。また①官符は社会的分業の場として未開地を分割することを規制したものであり、②③④官符と基本点

では変らない。すなわち四官符全体として、王臣家・寺社のさまざまな形態をとった庄園集積を抑止することを志向しているのである。

① 『新訂増補国史大系類聚三代格』六〇七頁。

② このように官符国符類を二つの部分に分けて把握し分析することの必要性を指摘しているのが、稲垣泰彦氏「律令制の土地制度の解体」

（竹内理三氏編『体系日本史叢書・土地制度史』）所収）・中野栄夫氏同書書評（『史学雑誌』八五・一二）である。両氏は寛弘九年（一〇

一一）和泉国符案を素材に行っている。

③ たとえば村井氏はこの部分を勅旨田の経営方式における国衙の直接経営から請負（間接）経営への転換を云っているとしている。このような把握のあり方は氏に限らず一般的に行われている。

④ 泉谷氏前掲論文。ただ泉谷氏の論には二つ問題点がある。第一は氏の場合も勅旨開田を勅旨田と同義としてとらえていることである。これについては勅旨田のみでなく国家公認の大規模分割地系列の庄園全般が問題にされていることを指摘しておきたい。第二はこの部分に

## 第二章 延喜庄園整理令の史的位置づけ

前章で整理令が二つの形をとって展開する王臣家・寺社の庄園集積の規制を志向したものであることを明らかにしえたので、本章ではそれをふまえて整理令の史的位置づけを行っていく。この整理令はそれを構成する①～④官符所引の諸官符が八世紀中期～九世紀前期に出された官符で占められていることに示されるように、九世紀前半に完成する律令国家の大規模分割地（庄園）規制をふまえて出されたものであることに大きな特質がある。そこで本章では、まず八世紀中期の天平私財法を出発点に形成・展開していく律令国家の大規模分割地規制（庄園規制）の構造と特質についてみて、それと

「當代以後」という限定がついているのを無視していることである。いいかえると、當代以降の庄域内開闢田の田主権に限定して問題が出されていることを無視していることである。

⑤ ここで国家公認の大規模分割地系列の庄園を勅旨開田すなわち勅旨による開田という耕地を意味する用語でとらえていることに注意したい。これは整理令の狙いが庄園内部の既耕地の整理に主力がおかれていることに由来するのであり、整理令は未開地と耕地を含む庄園全体の規制を第一義的にしているのではなく、庄園内部の既耕地規制を第一義においているゆえに、勅旨開田の規制という表現をとっているものと考ええる。

⑥ 延喜庄園整理令については、拙稿「初期庄園の形成と展開」第二章（『日本史研究』一六五号）を参照。



の対比で整理令の史的位づけを行っていききたい。

### 第一節 大規模分割地規制の形成

本節では大規模分割地規制の形成過程についてみていく。吉田孝氏が指摘するように、<sup>①</sup>八世紀から九世紀にかけて開発が進展していくなかで、熟田外に広がる新規開発田および未開地を熟田と統一して把握しようとする志向を国家はもつのであり、その最初のあらわれが天平年間の墾田永年私財法である。この私財法について、その特質の第一はこの法が一定面積内での未開地の公的分割の承認とこの公的分割地内の開発田の私財化の承認という二つの面をもっていることである。この法に基づいて設置された庄園は庄内開発田の私財化が認められる点で私的所有地化の方向をもちつつも、庄園そのものは私的所有地ではなく律令国家が位階に応じて王臣家・寺社等に賜与する公的分割地であり、その開発・経営には国家が責任をもつべき賜与地である。その点で大規模分割地は還公規定がなくかつ内部の開発田の私財化が認められているという特質をもつものの、位階に応じて熟田が与えられる位田に類似した性格をもっているといつてよい。特質の第二はこの法が在地の共同体成員の行う小規模な未開地の占点・開発については視野に入れておらず、その結果として公認した庄園内部の未開地についてはその利用に関して何らの規制も加えられていないことである。<sup>②</sup>

以上の特質をもつ私財法に基づく未開地占点・庄園設定は、在地農民諸層の共同体慣行に基づく未開地での生産活動をもおびやかす存在となっていく。天平神護元年（七六五）に墾田禁止令<sup>③</sup>が出され農民の小規模分割地を除いて未開地の大規模分割とその内部の開発が禁止されるが、これは庄園の展開が農民諸層の生産活動を妨害することに気付いた律令国家のさしあたりの対応策であった。

<sup>④</sup>墾田禁止令で一旦未開地の大規模分割と開発を中止させた律令国家も数年後の宝龜三年（七七二）にこの禁制をとき私財法が復活する。この復活私財法では未開地の分割が再び認められているが百姓を苦しめるような分割と開発の禁止が明記

されている。つまり農民の共同体慣行に基づく諸権利の全面的な否定いかえれば分割地内未開地への無限定な絶対支配権の行使に歯止めをかけようとしているのである。その点でこの復活私財法が天平私財法(私財法原型)には欠けていた分割地の内部規制が法令上にあらわれる第一歩をなしているといえる。

## 第二節 大規模分割地規制の構造と特質

復活私財法をふまえてその完成した姿をあらわす大規模分割地規制は延暦庄園整理令・延暦一七年(七九八)一二月太政官符・弘仁格私財法の三通の法令によって代表されるが、本節ではこの規制の構造と特質について分析していきたい。

この大規模分割地規制の狙いは農民の用益地への大規模分割の侵攻の阻止におかれているのであるが、まずこの時点での農民用益地のあり方について延暦一七年一二月官符を素材に簡単にみておく。この官符で農民用益地としてあげられているのは、①民要地、②五町以下の私功を加えた林、③墓・牧・塩山、である。

まず①について、民要地とはかつて筆者が定義したように農民の基本的生産活動の場(口分田を中心とした水田およびそれを維持するために必要な溝池など)をさすものである。次に②について、五町以下の私功を加えた林とは、神護元年の墾田禁止令に当土百姓の一〇二町の占点と開発はひき続き認めるとある小規模占点地、延暦庄園整理令の実施された摂津国嶋上郡の場合に吸収した王臣家・寺社が本主の百姓に返還せねばならぬとある「野」と同じものである。すなわち「相伝加功成林」・「墾田」・「野」と表現こそ異なれ、多角的に用益されている農民諸層の小規模分割地を指しているのである。最後に③について、これらは基本的には共同体成員が上毛を利用する共同用益地とみるべきものである。それはたとえば、貞観一三年(八七二)閏八月太政官符に「件等河原、是百姓葬送之地、放牧之処也、而今有聞、愚暗之輩不顧其由、競好占管、専失人便」とあり、墓地であるとともに牧地である河原が上毛利用を中心にした農民の活動の場となっていることで明らかである。

これら①②③の相互連関についてみておく。共同用益地が共同体規制のもとにある存在であることは言うまでもないが、小規模分割地も共同体規制のもとにおかれた個別用益地とも言うべき存在であり、両者は共同体規制のもとにある相互にきりはなしえない存在である<sup>①</sup>。また共同用益地と民要地の関連についても、山野・河川敷などの放牧とやらんで収穫後の水田（民要地）が共同放牧地になっていることが指摘されている<sup>②</sup>。すなわち①②③は相互に転化する可能性をもち、かついずれを欠いても農民の生産活動に支障をきたす有機的な関連を持った地であり、その意味でこれら一連の地は共同体規制下におかれた一定の広がりをもつ農民の生産活動の場である、といつてよい。

以上の農民用益地のあり方をふまえて、三個の法令に代表される大規模分割地規制のあり方について公地と私地とこの当時あらわれる用語を軸にして整理しておきたい。まず公地について、公地は吉村武彦氏が指摘しているように、民要地（＝百姓農桑地）と公私共利の地（＝上毛利用が百姓に解放される未開地）の二つの構成要素から成り立っている。このうち後者についてはさらに細分化すると、④大規模分割地内の未開地、⑤分割されていない一般の未開地、の二者から成り立っている。律令国家は④⑤ともに公地として把握しようとしているのであるが、④を明確に公地として把握しようとするのは延暦年間以降である。『続日本紀』延暦一〇年（七九二）六月二五日は延暦庄園整理令の実施過程を示すものであるが、ここに「勘定公私之地、各令有界、恣聽百姓得共其利」という形で始めてあらわれる。これは大規模分割地内について公私の地を区分してその堺を明らかにし公地では百姓にその利を共にせしめるといふ意味である<sup>③</sup>。次に私地について、公地という用語はしばしば史料上にあらわれるが私地という用語はあまりあらわれない。この私地は公地との対比で結論的に云うと次の二つの要素から成り立っているものと考ええる。⑥私治田＝墾田、⑦五町以下の私功を加えている限りでの林地<sup>④</sup>。

以上みてきた公地と私地との定義をふまえて大規模分割地規制を軸にした律令国家の土地政策についてまとめておきたい。まずこの政策のあり方を示す三通の法令の内容を整理すると次のようになる。①延暦庄園整理令、王臣家・寺社の未

開地分割の無制限な展開を規制すべく出された法令。そこにおいては農民層の小規模分割地を妨げる形での大規模分割地の展開を禁止すること、存続を認められた大規模分割地についてもその内部を私地（私財田）と公地（未開地）に分けて公地上の上毛利用の百姓への解放を義務づけること、の二側面から規制している。②延暦一七年一二月官符、未開地における分割地を王臣家・寺社の大規模分割地と農民諸層の小規模分割地とに明確に区分し、前者の量的拡大の抑止と内部規制の強化（上毛利用の解放原則）を計るとともに後者の保護を打出している法令である。③弘仁格私財法、未開地の分割と内部の開発田の私財化を認めた法令である。注意すべきは天平私財法にみられた墾田占点面積の位階による制限（B項）がけずられ、代りに百姓有妨の地の占点禁止と三年不耕原則（D項）があらわれていることである。このD項により私地化を認められるのは私功を加え続けている地に限るということ（三年不耕原則）及び大規模分割地の設定のあり方に制限を加えること（百姓有妨の地の占点禁止）が法令上明確になる。

以上の三通の官符にあらわれる律令国家の大規模分割地規制は次の二点にまとめることができる。その第一点は民要地・個別用益地・共同用益地をきりはなしえない一連の土地としてとらえ、そこへ大規模分割の手がのびることを禁止していることである。そこでは民要地を中心がおかれこれを国家が把握すべき公地としてとらえる。個別用益地・共同用益地については公地の枠からはずしているが、これは民要地上での生産を確保するためにより自由な用益を農民に認めているものである。④そして大規模分割地は、この一連の農民用益地の場の外縁部に広がる未開地上に設定されるべきものなのであり、その範囲が一連の農民の用益の場におよぶことがないようにされている。天平私財法段階では農民の個別用益地のこと法の視角から欠落しておりそのためこれら個別用益地が吸収されていくケースが多くみられたが、この段階では以上のような形での大規模分割地規制が法規上明文化されてきているのである。第二点は設定を認められた大規模分割地の内部規制が明確に打ちだされていることである。それは分割地内部の開発田は私地として認めるが未開地は公地とみなし上毛利用解放原則・三年不耕原則を適用するという形であらわれる。

以上の二点に要約される規制は天平私財法における分割地の内部規制の欠落のなかで進行する分割地の王臣家・寺社の排他的・独占的な支配の進行への歯止めをかけた宝龜の復活私財法を展開させたところに成立したものであり、その意味で天平私財法↓宝龜の復活私財法↓弘仁格私財法という墾田永年私財法の内容の変遷過程が律令国家の大規模分割地規制の展開過程を象徴的に示すといえる。<sup>17)</sup>

### 第三節 延喜庄園整理令の史的位置づけ

前節までで、天平私財法を出発点に延暦・弘仁年間に至り完成する律令制の大規模分割地規制のあり方についてみてきた。本節ではそれをふまえて整理令の実施過程について勅旨開田の系列（大規模分割地の系列）の庄園と農民の私地を集積して成立する庄園のそれぞれがいかなるものであったかをみた上で、整理令の史的位置づけについてみていきたい。

まず勅旨開田の系列の庄園の整理の実施過程について、整理令④官符対応策部分で勅旨開田の系列の庄園の整理のために打出されているのは、第一に今後の大規模分割の中止であり、第二に当代以前より存続している庄園の整理である。このうち第一はこの系列の庄園のこれ以上の増加の抑止を計っているのである。問題は、第二の既存庄園の整理の具体的な内容についてである。それについて東大寺領因幡国高庭庄の例を素材にみておく。

延喜五年（九〇五）一月因幡国司解案<sup>18)</sup>によると、東大寺は太政官に他人所領になっている高庭庄全域の東大寺への返還を要求し、それをうけた太政官が因幡国司に現地の情況報告を命じている。因幡国司はこの命令に基づき庄域内庄田の各坪ごとの詳しい耕地情況を書き上げた坪付勅文<sup>19)</sup>を添えて庄の現状報告を行っている。この延喜五年の高庭庄をめぐる動きは整理令発布直後という点からみても明らかに整理令に基づいた既存庄園の再編・整理の動きの一環としてとらえるべきものと考える。その観点からみた場合、既存の勅旨開田系列の庄園の整理は第一に東大寺が聖武天皇による勅施入を強調するように当該庄園そのものが律令国家公認の大規模分割地であるか否かを調査する、さらに第二に勅施入庄であるか否

かの確認のみでなく、公認された庄域内の庄田各筆についてもそれが国図上で正当な庄田として記載されているか否かを調査する、という形で行われていることになる。

次の問題は、既存の勅旨開田系列の庄園において、国図で確認された庄田以外の庄域内田地（新開田が主）はどのようにあつかわれたか、である。これは高庭庄では明らかにならないので、延喜八年（九〇八）正月東大寺領播磨国某庄別当解を素材に考えていく。

右、御庄田之坪内、未開地随水便、頗以年々発開田也、然則毎年寺家収納使、称勘益田、其地子米者、被収勘来也、而以去年国収納使不付国図天志、件御庄田之坪々四至之田波止見乍、件新開田等之租米勘取事甚、因玆、於国不被取由愁申、然則不可強取由之國判給事明白也、而収納使猶乖判旨、不付国図田、称強負取已了、是尤寺家永愁也、望請寺家政所裁、如是所漏国図庄田、可被裁付定由、寺家御牒於国被奉上、件庄田、被国図付注定、并所被庄家付負官稲等被省免、仍注愁状請裁、以解、

延喜八年正月廿五日 庄別当沙弥葉能

内容を整理すると次の三部分に分けられる。①庄別当の開発田についての主張、庄田のある坪のうち未開地は水便に随って毎年開発してきた。そして寺家収納使は勘益田ということでの地の米を収勘してきた。②しかるに国収納使は庄域内の田地であることが明確であるのに件の新開田を国図に付することをしないで租米をとる。そこで庄別当は播磨国司に租米徴収をしないように要望し、国は強いてとらないという国判をだした。しかるに国収納使はなお判旨にそむいて、国図に付していない田をどうしても負取る（賦課する）と称している。③庄別当の東大寺政所への要望、このように国図にもれている庄域内庄田を国付するように寺家の牒を国にだしてほしい。そして国図に付注した上で庄家に付負わされてくる官稲を免除してほしい。ここで問題にしたいのは、②の部分にあらわれている国収納使の主張と行動についてである。ここでは国収納使（国司が派遣したものであろう）は庄域内の未開地を新たに開発した田地であることを認めた上で、その開発田の収公（庄田とみなすことを拒否し公田とすること）と租賦課を強行しようとしている。これに対して庄別当は①③で庄域

内新規開墾田をそのまま庄田として認めるよう要求しているのである。ここにみられる国收納使の主張は、勅旨開田の系列の庄園内では公驗の明確なもののみを庄田として認め、新開田・買得田は庄田とは認めないという整理令の原則をふまえた庄域内新開田の収公の主張であるとみてよい。その意味で、この庄域内新開田の収公の原則は、高庭庄でみた庄域内庄田の確認と表裏一体のものとしてあらわれるものである。

以上高庭庄と播磨国某庄とを素材に整理令に基づく既存の勅旨開田の系列の庄園における整理の具体的なあり方をみてきた。それをまとめると、①公驗の明確な庄園の存続のみ許可する。②庄域内で庄田として認めるのは田図に庄田として登録されているものに限る。③登録されている以外の田地は庄域内に存在しても庄田とは認めず収公して公田とする、以上の形で整理令が具体化されているのである。

次に農民の私地の集積によって成立する庄園の整理の実施過程について、④官符対応策部分で打出されていることは第一に百姓と王臣家・寺社の私的結合に基づく私地の集積禁止、具体的には今後における両者の結合の禁止と、第二に既存の集積地については公驗が明確で国務に妨げにならないものみの存続許可、の二つである。第一はこの系列の庄園のこれ以上の増加の抑止であるが、問題は、第二の既存の集積地の整理の具体的な内容についてである。それを源昇家領近江國土田庄を素材にみておきたい。

この庄は源昇↓源後↓源晃と伝領され、晃の代に至って庄田地の「券契色目」を勘録して進上したのが承平二年（九三二）正月一日源昇家領近江國土田庄田地注文である。この庄は五八町余の田地があり、そのうち問題になっているのは買得田一九町三反一三〇步についてである。この一九町余は「已上元者、為濟所負、当郡々司佐々貴岑雄・同大友馬飼并佐々貴豊庭等各立券所沽進也」とあるように、ここにあげられた岑雄・馬飼・豊庭と清滝直道の計四名から源昇家が買得したものである。この田地注文ではこれら買得田を一筆ごとに書き上げているが、その記載の特徴として次の三点があげられる。

第一点は「十三条七里廿五坪二段西同岑雄沽元人虫沽土」という記載例に示されるように各筆とも田地が源昇家に入るまでの経路(記載例で云うと人虫↓岑雄↓源昇)を註記していることである。第二点はこの一九町余の買得田が「前立券文柒町六段百七十歩」と「後立券文十町三段三百五十歩」に大別されていることである。問題はこの前・後の具体的内容である。清滝直道から源昇家に沽進された田地は全て「後立券文」とされているが、この田地について「已上元者、安吉勝乙浄刀自、以去昌泰三年十月廿三日券、即伝買得清滝保実領掌地也、其後其男同直道等、副本公験、限直銭拾貫五百文所沽進也」とあることが注意される。すなわちこの田地は安吉勝乙浄↓清滝保実↓清滝直道↓源昇家と伝領されている。そして保実への移動が昌泰三年(九〇〇)一〇月であるから、源昇家による立券(後立券)はそれ以後昇の没する延喜一八年(九一八)迄の間のことになる。史料的にはこれ以上巾はせばめられないが、延喜庄園整理令は昌泰三年一〇月から一年少しあとの延喜二年(九〇二)三月にだされているところからみて、保実から直道をへて源昇がこの田地を買得・立券したのは整理令発布以後にずれこむとみてさしつかえないと考える。以上の推測が成り立つとするならば「先立券文」「後立券文」というのは整理令を基準にした前・後とみうるのである。第三点は第二点と深く関連するが、書き上げられた各筆ごとと朱筆で『先』『後』の区別が頭注の形で入れられていることである。この朱筆が誰によって記入されたのか不明であるが、恐らく提出先である国衙で田券と照し合せながら記入されたものとみるのが妥当であろう。すなわち国衙でも整理令より立券が以前か以後かについて追跡しているのである。

以上土田庄を素材に整理令に基づく既存の私地集積の系列の庄園における整理の具体的なあり方をみてきた。要約すると第一点は買得庄田についてはまずその集積の時点が整理令より前か後かを明確にし、整理令以後の集積は収公すべきものとして位置づけている。第二点は集積の時点が整理令より前であってもその集積径路を明確にさせ、この集積径路が不明確なものすなわち公験の不明確なものは収公すべきものとして位置づけている。

以上二つの系列の庄園における庄園整理のあり方をみてきたが、それをふまえて整理令の史的位置づけについて、律令



制の大規模分割地規制との対比でみていきたい。

八世紀末以後、この大規模分割地規制のもとで勅旨田・親王賜田などに代表される初期庄園が展開していくが、九世紀も中期以後になるとそれら庄園はこの大規模分割地規制の枠をのりこえた独自の動きを展開するようになる。それは具体的に一つは個別利益地が民要地・個別利益地（小規模分割地）・共同利益地というサイクルを無視し破壊する形での増加を始めることであり、他の一つは大規模分割地において公地として位置づけられている未開地が私地に転化し始めることである。この二つの動きは延喜庄園整理令現状把握 a 部分で指摘されている勅旨開田の系列の庄園と王臣家・寺社と百姓の私的結合により成立する系列の庄園のそれぞれの拡大の動きに連なっていくものであることは言うまでもない。このような大規模分割地規制の枠をこえた庄園拡大の動きを根底で規定しているのは私地の増加とその変質の進行という事態である。先に見たように律令制下における私地とは私功投入を続けている限りにおいて排他的占有を認められている土地を指し、農民的私地（治田と私功を投入している林地とから成り立つ）および大規模分割地内の治田の二者から成り立っているが、九世紀を通じて私地の量的な増大が進行するなかでそのあり方に変質がおこる。

まず農民的私地のあり方について、寛平八年（八九六）四月二日太政官符「応改定判給占荒田并閑地之例事」<sup>②</sup>で農民の個別利益地について内部の五分一以上を開発していれば残りの未開地に三年不耕原則を適用しないということが打出されている。これは五分一以上の開発という制限はつけられているものの私功投入の有無にかかわらず未開地そのものの私地化を承認するということを意味するものであり、在地における未開地そのものの私地化が進行していることの反映とみてよい。次に大規模分割地内未開地については大規模分割地規制では公地すなわち三年不耕原則・上毛利用解放原則が貫徹されるべき地として位置づけられている。ところが九世紀中期頃から「勅旨并親王以下寺家」が占点した墾田地の未開の間は公私共利にすべきこと、という上毛利用解放原則があらためて強調され、<sup>③</sup>また三年不耕原則についても庄城内未開地で働いていないことを示すケースが一〇世紀初頭にあらわれている。<sup>④</sup>

以上の情況のなかで王臣家・寺社と百姓の私的結合によって成立する庄園（個別用益地の集積で成立する庄園）ではこの個別用益地自体が私功の投入の有無にかかわらぬ私的土所有化を強めていくなかで庄園も私的大土地所有への傾斜を強めていくし、大規模分割地系列の庄園では庄域内未開地は公地という原則がその力を失うことで庄園そのものの私的大土地所有への傾斜を強めていく。整理令は国家がこのような在地で進行している事態に対応してそれを規制するために出された法として位置づけられる。この法では今後における庄園の拡大（未開地分割と私地集積）を禁止するとともに、律令制の大規模分割地規制の理念に基づいて既存庄園の私的大土地所有への転化抑止（庄域内新開田の収公と整理令以前の公驗明確な庄田のみの存続許可）を打出しているのである。このように位置づけうる整理令の特質はまとめると、次の二点になる。

第一の特質はこの法がその基本を律令制の大規模分割地規制の理念の継承にしていることである。④官符で云うと、現状把握部分では庄園の拡大抑止を支える根拠として提示されているのが律令制の大規模分割地規制であり、律令制の枠内での整理という方向が出されている。また対応策部分では勅旨開田規制の条項にあらわれる「令民負作」が注意される。先にみたように大規模分割地規制では庄域内未開地は公地という原則であった。ところが「令民負作」では未開地規制に触れぬまま新規開発田は公田という原則が導入されている。これは庄園そのものを私的大土地所有としては認めないという原則に立っている点で大規模分割地規制の理念をひきついでいるといつてよい。また個別用益地を集積して成立する庄園においても公驗明確なる田地のみを庄田として認めるとしているが、これも同じ理念に立つものである。そして以上の方向での庄園規制が現実に施行されていたことは、先にみた高庭庄・土田庄の例で明らかである。

整理令の第二の特質は、基本原則を律令制の大規模分割地規制の継承におきながらも、一〇世紀初頭という時点での国家の新たな土地政策の一環という性格をもっており、それに基づいた大規模分割地規制の修正がほどこされていることである。この時点の国家の土地政策を示めす一つの史料として延喜二年三月一三日太政官符「応勤行班田事」<sup>⑤</sup>がある。この官符では、図内の荒廢すなわち班田図によって把握されている民要地の荒廢の進行と帳外すなわち大規模分割地・共同用

益地などの開発の進行という現状をふまえて、対応策として校田およびそれに基づく班給という方向が出されている。この対応策の眼目は、民要地・個別用益地・共同用益地という形で既耕田と未開地を有機的に関連させて把握するという、九世紀の土地支配方式を放棄して、既耕田のみを国家が把握するという土地支配方式を打出しているところにある。整理令が庄域内の未開地は公地という大規模分割地規制の原則にかえて新規開発田は公田という原則を導入しているのも、このような既耕田と未開地の統一的把握の断念と既耕田のみの把握という一〇世紀初頭での国家の土地支配政策の転換のあらわれとしてとらえうる。<sup>④</sup>

① 同氏「公地公民について」（『統日本古代史論集』中巻）四二五頁、四五八頁。

② 前稿「初期庄園の形成と展開」（『日本史研究』一六五号）第二章において、筆者は天平私財法を『統日本紀』記載通り、開発田の私財化などを認めたA項・C項および位階による占点面積制限を定めたB項の三項目から成り立っており、占点手続き・占点の有効期限を定めたD項は存在しなかったという立場をとった（なお吉田孝氏はD項も天平私財法に存在するという立場をとっている）。このD項不存在の立場に立つと、占点地が未開である間の規制については天平私財法では触れられていなかったことになる。東大寺領越前諸庄は七五〇年代に野占によって成立するが、その野占は在地農民の口分田・治田が存在する場所で行われ、成立した庄園では分割地内に従来から存在する口分田・治田を除いた未開地への東大寺の先占権が確立する。これは在地の共同体慣行を無視した、土地への絶対的支配権を付与した未開地の賜与を意味するのであり、このことが天平私財法にD項が存在していなかったことを裏書きしている。

③ 『統日本紀』天平神護元年三月五日条。

④ 宝龜三年（七七二）一〇月一四日太政官符「聴墾田事」（『類聚三代

格』卷一五）。

⑤ 『統日本紀』延暦三年（七八四）二月一三日条。

⑥ 『類聚三代格』卷一六。

⑦ 拙稿「九世紀における大土地所有の展開」（『史林』五〇―四）。なお吉村武彦氏も民要地について分析を行っている（『八世紀律令國家の土地政策の基本的性格』、『史学雑誌』八一―一〇）。氏は百姓農桑地と公私共利の論理を貫く山林（未開地）の二つから民要地は成り立っているとするが、これは民要地を氏の云う百姓農桑地に限定してとらえる筆者とくいちがうので検討してみる。氏も筆者も分析の素材にしているのはこの延暦一七年官符であるが、それに「……：自今以後、更立殿科、不論有官符賜及旧来占買、並皆取避、公私共之、①墾田地者、未開之間、所有草木亦令共採、②但元来相伝加功成林非民要地者、量主貴賤五町以下作差許之、墓地牧地不在制限、……其京城側近高頭山野常令衛府守、及行幸經過頭望山岡依旧不改、莫令研損……」とある。ここで云う墾田地は分割地を指すのであり、④部分は分割地内未開地には公私共利原則が貫徹していることを強調し、②部分はこの分割地内未開地の公私共利という原則から除外されるべきものとして、⑤五町以下の私功を加えた林、⑥墓地・牧地、⑦官の必要とする地の

三者をあげているのである。そしてこのうち⑩に「非民要地」という限定がつけられている。この限定をつけた意味であるが、「民要地」内部に私功を加えた林（＝小規模分割地）が、いこうんでくることを禁止し、民要地部分以外での小規模分割地設定の承認とその内部での上毛利用解放原則の適用除外の承認をのべているものと考ええる。以上の見方が正しいとすれば、小規模分割地が公私共利原則の適用される未開地に向って拡大していくことについて面積制限（五町以下）を守る限り禁止されることはありえないのであり、小規模分割地が百姓農桑地内部にのびていくことを禁止している、とみるのが妥当である。ところが吉村氏のように民要地を百姓農桑地と公私共利の論理を貫く未開地の二つから成り立つとすると、未開地への進出も百姓農桑地への進出と同様に禁止されるということになり、不自然である。その点で、民要地は百姓農桑地のみを指す、とすべきものと考ええる。

⑨ 『類聚国史』卷一八二、延暦一年（七九二）四月二日条。

⑩ この小規模分割地の実体をみる上で重要な示唆を与えるのが畑井弘氏の分析した林田農業のあり方である（八〇—一〇世紀の林田農業と家地経営・『史林』五九—三三）。それによると林田農業とは「伐採したあとの火入れをしないで切株を序々に取りのぞきながら畑地とし一年ぐらゐり作物を栽培し、また林にもどす」農法である。この林田農業の場では、林地（ハンノキその他有用度の高い樹木が育てられる）→林地（水田と畠の両様がある）→常荒（林地としての用途にたえられずかつ樹木が育つまでの間）が互いに有機的な関連を保ちながら一つの用途サイクルを形成している。以上の林田農業のあり方をふまえると小規模分割地は、安定的な水田・畠地になっている場合、林地→林地→常荒というサイクルを形成している場合、および林地になっている場合、などさまざまな形態をとって用途されている農民の個別用益地とみるべきものである。なお畑井氏はこの個別用益地（常地とも

よばれる）を「家地」としてとらえている。しかしこれは民要地の外部に広がる共同体規制下の未開地を占点することで形成されるものであり、家地一般でとらえるのは正確ではないと考ええる。

⑩ 『類聚三代格』卷一六。

⑪ 貞観一三年官符（本章註⑩）で共同用益地である河原が「愚暗之輩」に占營されている（個別用益地の拡大）ことがのべられており、実体面でも両者はぎりはなしえない。

⑫ 河音能平氏「二毛作の起源について」（同氏『中世封建制成立史論』所収）、荒木敏夫氏「八・九世紀の在地社会の構造と人民」（『歴史学研究』一九七四年度大会特集）。

⑬ 吉村武彦氏前掲論文。

⑭ この史料について筆者は前掲「初期庄園の形成と展開」第二章で「使は私有の野地を収公し、その上で私地（大土地所有者が引き続き所有することを認める地）と公地（没収して國家のものとする地）とに区分しその界を明確にする」（同上号三五頁）と解釈しているが誤りであり、本文のように訂正したい。

⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊽ ㊾ ㊿

㊾ ㊿

㊿

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊽ ㊾ ㊿

㊾ ㊿

㊿

る地であるところからみて私治田と変らぬ私地とみなしてよい。なおいずれの形態をとるにせよ私地を公地から区別する根拠は私功の投入がなされ続けている限りにおいてである（このことについては視角はやや異なるが河内祥輔氏「班田収授制の特質」・『歴史学研究』一九七六年度大会報告）が触れている）。

⑮ とくに個別用益地について注意したい。これは民粟地の補助地として私功を投入する限りにおいて五町以内は私地として認められる。この農民的私地は三年不耕原則が働いている点で土地そのものの永続的・安定的な占有という意味での私的土地所有とは云いえないが、律令制下においては農民にとって安定した私的活動の場であり、中世の農民的土地所有形成の原基ともいふべき存在である。

⑯ 吉村武彦氏の公地についての所論の問題点を指摘しておきたい。公地について正面からとりあげその持つ意味について分析したのは氏が最初である（『同氏前掲論文』）。そこにおいて氏は公地を百姓農桑地と公私共利の地の二つより成り立つものであり、私財田と明確に区別されている用語であるとし、この定義をふまえて公地政策という概念をだしている。この公地政策とは「律令国家の土地政策のうち、国家基盤に他ならぬ百姓層にかかわる土地に焦点をあてた政策の概括である。それは貴族・豪族層から百姓層とその農桑地を保護・確保する政策である」（『前掲論文五七頁』）とされている。この所論については次の二点を問題点として指摘したい。第一点は公地を私財田との関連で明確にとらえていないことである。氏は公地を私財田との対比でとらえているが、公地（百姓農桑地と公私共利の未開地）は私地（私財田と私功を加えた林地）との対比で把握するべきである。第二点は公地政策の内容が律令制下において変化していることを明確にとらえていないことである。氏の云う公地政策は八世紀前半においても理念的には存在したのであろう。しかし王臣家・寺社のもとに蓄積される大規模分割地

の内部規制について、内部の未開地を公地としそれによって分割地への王臣家・寺社の排他的・独占的支配を抑止することが法令上明確になるのは延暦年間以降である。すなわち公地政策（具体的には百姓農桑地を民粟地としてとらえそれを公地として把握すること、さらに百姓農桑地の外部に広がる未開地を大規模分割地内未開地を含めて公私共利の地すなわち公地として把握すること、の二点が中心的な内容）がその具体的な姿をあらわすのは延暦年間以後なのである。

⑰ 東南院文書二一五七二（大日本古文書東大寺文書之二）。

⑱ 延喜五年九月十日東大寺領因幡国高庭庄坪付注進状案（東南院文書二一五三七）。

⑳ 平安遺文一一一九八。

㉑ 平安遺文一一三三九。

㉒ 大日本史料第一編一四、延喜一八年六月二十九日条参照。

㉓ ただしこれは理念であって、承平年間に現実に収公されたかどうかは不明である。

㉔ 『類聚三代格』巻一六。

㉕ 『統日本後紀』承和五年（八三三）八月七日条。

㉖ 延喜八年正月播磨国某庄別当解（本草註⑳）で、庄別当は庄域内未開地での新開地は園園上に記載されない間でも勘益田と称し庄田と同じに扱うのはこの庄にとどまらない通例であるから、勘益田の収公をやめるように主張している。この主張の特質は庄域内未開地については三年不耕原則はすでに働いておらず、どのような開発田であれ全て庄田という原則が前提となっていることである。

㉗ b部分において未開地の開発・請作は百姓に許容されているのであり王臣家・寺社それにはきびしい制約が存在することを四通の官符を引用しつつのべているが、そのうち天長元年（八二四）の官符を除き他の三通は神護の墨田禁止令、宝龜年間の復活私財法、および延暦

庄園整理令の一環として国司の土地集積を禁じた弘仁三年(八一二)の官符であり、いずれも律令制の大規模分割地規制の系譜をひく官符である。

⑲ いいかえると、大規模分割地規制では大規模分割地を耕地(私地)と未開地(公地)の二つで成り立つものとして把握している。それに對して先掲播磨国某庄における国收納使の主張に典型的にあらわれている整理令の原則は、大規模分割地を公驗の明確な田地(庄田・私田)と新開田など(公田)の二つで成りたつものとして把握しようとして

いるのである。

⑳ 『類聚三格』卷一五。

㉑ 一〇世紀の国家が発布した法令で、庄域内未開地について三年不耕原則や上毛利用解放原則などの規制について触れたものは全くあらわれていない(庄域内未開地規制がしばしば出されてきた九世紀と対照的である)のも、一〇世紀の初頭時点で国家の土地政策が既耕地把握一本にしばられ、未開地把握がきりすてられていることの反映とみてよい。

### 第三章 延喜庄園整理令と初期庄園

前章で整理令は庄園の私的大土地所有への転化を律令制の原則に基づいて抑止することを志向している法令であることを見てきた。それは庄域内既耕地を全て私財田とはみなさず、公驗の明確でない新開田および買得田は公田とみなすことで庄園そのものへの国家支配を貫徹するという形で具体化されていた。本章では、この公田(それに関連する私田も含めて)の意味を明らかにした上で、それをふまえて一〇世紀の庄園に対する整理令の影響はどのようなものであったか、についてみていきたい。

まず公田について、この公田概念をめぐる①は多くの分析がなされているが、虎尾俊哉氏の次のまとめが研究の到達点を示している。「①大宝令本来の公田は無主田、私田は有主田であった。②ところが、令制の原則を破る墾田永年私財法が天平一五年(七四三)に発布されるにおよんで永年私財田が私田、それ以外の田が公田という概念が出現し、こういう用法の方が一般化した。例えば墾田・寺田などは私田とされ、口分田・乗田などは公田とされた。③一〇世紀以後、更に公田の中から乗田が特に区別されるようになったが、これは九世紀末近くに出挙が純然たる地稅と化したことに關係があるのではないか」②。すなわち虎尾氏は時期を異にして段階的にあらわれる公田の三つの用例をあげているのであり、これを

前章でみた公地―私地という用語の意味とあわせて筆者なりに整理すると次のようになる。

(A) 公地概念の変遷。①大宝令本来の公地は無主田の意味である。②天平私財法以後、公地は口分田・乗田を指すようになる。それと並んで公地という概念が明確にあらわれる。公地は公田と公私共利の未開地の二つから構成されている。③一〇世紀以後、公地は輪租田を指すということになりその結果公田のなから乗田が区別されていく。それと同時に公地という用語が消滅する。(B) 私地概念の変遷。①大宝令本来の私田は有主田の意味である。②天平私財法以後、私田は主として永年私財田を指すようになる。この永年私財田は私功の継続的な投入を前提とした永続的占有地の意味である。それとならんで私地という概念があらわれる。この私地は私財田と功を投入している林地より構成されている。③一〇世紀以後、私田は上毛利用解放原則・三年不耕原則が基本的に消滅したことにより私功の投入の有無にかかわらず永続的占有地を指すようになる。同時に私田は不輪租田を指すという主張があらわれる。また私地という用語が消滅する。

以上の整理をふまえると、先にみた公地―私地という枠ぐみは②段階の情況を示すことになる。その体制では国家公認の大規模分割地は民要地・個別利益地・共同利益地というサイクルの外部に設定すべきものとされ、その内部については開墾田は私地、未開地は公地とすることで分割地そのものへの排他的支配が禁止されるというものであった。そして九世紀後半からこの体制の変質が進行し、③段階に移行していく。この③段階における大規模分割地のあり方の特質をよく示しているのが先掲延喜八年播磨国某庄別当解である。

庄園名は不明であるが、この庄は九世紀段階から存続している勅旨開田系列の庄園であるとみてよい。この庄で庄別当が庄域内新開田の自動的な図付要請（庄田として確認要求）とその庄田の不輪租化を要求したのに対し、国収納使は庄域内新開田は収公し（すなわち公田となし）租を輸すべきであるとしている。すなわちここでは③段階の大規模分割地内田地の租の輸・不をめぐって公田・私田の区分をふまえての争いが行われている。具体的に云うと、②段階では公地（田）と私地（田）の別は国家が把握する地か私人の永続占有が認められる地かという所有次元で区分がなされていたが、この解状では租の

輸・不をめぐる問題がクローズ・アップされ、それが公・私を区分する基準になっている。現状には直接公田・私田という言葉はでてこないが、明らかに国収納使は庄域内新開田⇨公田⇨輸租田を主張し、庄別当は庄域内新開田⇨私田⇨不輸租田を主張しているのである。以上のことから庄域内田地をめぐる③段階においては、公田・私田の区分基準として國家が把握すべき地かそうでないかという所有次元での区分基準に租の輸・不という次元での区分基準が接合し、公田⇨國家把握の田⇨輸租田、私田⇨私人の永続的占有地⇨不輸租田という新たな区分基準があらわれているといえる。問題は③段階の公田⇨私田の区分基準と整理令の關係についてである。先にのべたように、播磨某庄での国収納使の主張、庄域内新開田は公田であり租を輸すべきであるという主張、が整理令の原則そのものをのべたものであったが、これが③段階の区分基準をふまえていることは明らかである。すなわち整理令は庄園そのものの私的大土地所有への傾斜、および九世紀後半から急速に進展していく墾田の不輸租田化という動向、をふまえ庄域内において庄田⇨私田⇨不輸租田と認めるのは公驗の明確な田地に限定し、新開田は庄域内に存在してもそれを公田とみなし輸租にさせるという方向での庄園整理を行うことにより、大土地私有化や墾田(⇨庄田)の不輸租化の動向を抑止することを狙って出されたものである。

以上のことをふまえて、次にこの整理令が打出した原則が一〇世紀の庄園内部でいかなる形で定着していったかを大山庄を中心的な素材に考えてみたい。この庄では延喜十五年(九一五)に庄域内新開田の図付要求(新開田を庄田として確認することの要求)が出され、また同一〇年(九二〇)には庄司・庄子の施入が行われている。この新開田の図付要求と庄司・庄子の施入(両者ともこの大山庄の例が初出)のもつ意味を、天禄三年(九七二)五月天台座主良源遺告にあらわれる岡屋・鞆結両庄の例と関連させて考えてみたい。

この二庄は九条師輔および角好子の所領であったものを良源が譲りうけその整備が積極的に行われた庄園である。

岡屋庄一処 田地百六十餘丁  
鞆在券文

右庄、本故九条殿御領、薨逝給之後、依御遺言被寄法華堂也、田地本数百廿餘町、進納地子年料二十三斛、為院領以來、殊加檢察、



勘立田地百六十餘町、申下官符、免租稅・官物、募免庄司・庄子五十人雜役了、年料地子毎年倍增、去年納百六十余石也、是老僧之方計也……

柄結庄一処 所領田地六十餘町

此庄元角好子先祖領也、故判事大風武連口入施入相副本公驗永施入了、申事由於故坊城殿、御牒遣国立券了、上皇御宇之日、奏聞事由、賜官省符於國、奉行下符在郡、免除田地租稅・庄司・庄子六十人雜役了……

この兩庄の動きを整理すると、第一に行われていることは庄域内田数の確認とそれの庄田化である。岡屋庄の場合で云うと庄域内検田を行い本田数一二〇町と云われていたものを一六〇町の田地を勘出ししている。この勘出とは、大山庄で官省符庄であるゆえに庄家の開發した田を収公せず庄田として認めるよう求めていることをふまえると、本来の庄田一二〇町以外の公田とされていた四〇町の庄域内新規開發田を庄田にくりこみ、庄田を全体として一六〇町にすることを國衙に認めさせた、ということであると考えてよい。また柄結庄の場合、師輔に依頼して國衙に牒を送り立券しているが、これも中央の権門の圧力で庄域内の本来の庄田のみならずそれ以外の公田とされている新規開發田をも含めて全ての庄域内田地が庄田であることを國衙に認めさせる、ということであろう。さらに兩庄ともこのように新たに庄田化した田を含めて全庄田の租稅・官物免除の要求が出され、國衙が認めている。大山庄についても、この兩庄の例をふまえると庄域内新開田の庄田化の要求をふまえて租稅官物免除の要求が出され、それが認められていったものとみてよいものと考えられる。

以上で明らかのように延喜一五二〇年以後の大山庄では庄域内新開田の庄田としての認可とその庄田の不輪租化承認という事態が進行しているのであり、一〇世紀中期の岡屋・柄結兩庄ではそれが完全に定着している、とみてよい。この諸庄での事態を延喜二年の整理令で打出されている庄園整理の基準のあり方と比較した場合、次のような特質が指摘できる。①いづれも庄域内新開田の庄田化を認めるようさまざまな手段で國衙に働きかけていることに示されるように、庄域内において庄田と認められるのは國衙が正当な庄田と認めるものに限るという整理令の大原則は働いているとみなければ

ならぬ。②ただし整理令の原則では庄田と認められるのは整理令発布以前から存続しかつ公験の明確な庄田に限る筈であるのに、これら諸庄では整理令の基準からみて公田となるべき庄域内新開田を申請により庄田として認めている。つまり、整理令の原則の一部が修正されているのである。<sup>⑩</sup>

岡屋・柄結両庄の動きを整理すると、第二に行われていることは庄司・庄子の臨時雑役の免除である。まずここでみておかねばならぬのは臨時雑役の賦課対象についてである。この問題については木村茂光氏が①臨時雑役の賦課対象は公田である、②認可された庄田は臨時雑役の賦課対象には含まれない、③庄園における庄司・寄人の臨時雑役免除要求とは彼らの庄域外における請作公田に賦課される臨時雑役免除の特権を要求するものである、という説を出している。<sup>⑪</sup> ①②は正しいと考えるが③は疑問がある。以下検討を加える。木村氏は次の三史料を③の論拠にしている。

(a)寛仁元年(一〇二七)一〇月官宣旨案、この史料は醍醐寺領伊勢国曾禰庄についての史料であるが、醍醐寺は、国司は庄園内にくばくの公田もないのに本田一四〇町のうち六〇町を公田であるとしてそこに加徴米三〇石などを賦課している、としている。(b)長和三年(一〇二四)二月筑前国符案、この史料で観世音寺は碓井封田の「相博円田」化を求めて「近代牧宰常に寺愁をいたし、或は四至を破り入勘し、或は本田を勘益して公田に加え、雑役を事に触れて差煩す」とのべているように、国司は庄田の一部を公田とみなしている。(c)長和二年(一〇二三)十一月弘福寺牒案、この史料で弘福寺は寺領田が従来免除されてきたのに「今年国検田使、田頭に臨むの日、悉以収公、段米并田率米色々雑物の勘責を付負す」ので、この収公の妨げをやめてほしいとのべている。

この三史料において、諸国衙は庄域内の田地の一部を公田であるとみなして、そこへ臨時雑役を賦課することを志向している、とみるべきである。その点で木村氏の寄人等の庄域外請作公田への臨時雑役が免除されているという論は成り立たない。そうでなくて、ここで諸国衙の主張を支えているのは曾禰庄で庄域内田地六〇町を公田とみなしていることに示されるように庄域内の庄田と認められた以外の新規開墾田等は全て公田であるから租税(この場合は臨時雑役)を賦課するという整

理令の原則そのものであるとみてよい。この三庄にみられる国衙の主張と対比した場合、岡屋・柄結両庄でみられる臨時雑役免除の主張とは、庄域内新開田は整理令の基準からみると公田となるべきであるが、国衙が庄田への転化を認めたのだからこの新開田への租税・臨時雑役は当然免除されるべきである、とするものであろう。延喜年間の大山庄であらわれる庄司・庄子の施入すなわち彼らへの臨時雑役免除確保の主張もこれと全く同じであらう。<sup>16)</sup>

以上岡屋・柄結両庄を参考にしながら延喜年間の大山庄の動向をみてきたが、そこにおける特質は次の三点にまとめることができる。

①国衙が承認した田地のみを庄田と認めそれ以外の田地は庄域内であっても公田でありかつ輪租田とすべきであるとす  
る整理令の原則が貫徹している。②庄田の認可基準について、整理令では整理令以前より存続しかつ公験の明確な田地に  
限定するという基準を出している。しかし大山庄などでみた諸庄では整理令発布という固定した時点で区切るのは  
なく、整理令以後の時点でも国衙が認めさえすれば庄田となるという基準を用いている。すなわち庄田認可の基準が国衙  
側で統一されていない。③庄田認可基準の不統一の理由の一つは王臣家・寺社側の整理令への激しい抵抗である。庄域内  
新開田について「件地随治開、永為寺家田」ことすなわち庄域内新開田の庄田（不輪租田）への自動的転化、は一〇世紀の  
庄園で王臣家・寺社により一貫して主張されている。この主張は庄域内新開田は公田という整理令の原則と対立するの  
であり、先にみた延喜八年播磨国某庄で庄別当と国収納使とが庄域内新開田を自動的に私田とみなすか公田とみなすかで対  
立しているのはその最も早いあらわれである。この対立は後に曾禰庄・碓井御封などにあらわれる庄域内の本田（庄田）以  
外の田地を公田とみなすか庄田（私田）とみなすかという国衙と庄園との対立という形でより顕在化している。国衙の庄田  
認定基準が整理令で出された基準一本にしぼりきれないのも以上のような王臣家・寺社の抵抗のなかで貫徹しきれて  
いないことのあらわれとみることができる。<sup>16)</sup>

以上の特質と内部矛盾をもつ庄園は一〇世紀から一一世紀中期にかけて広汎に存在するが、これら庄園は庄田の確定と

不輸租化の根拠として官省符を用いているところから一般的に官省符庄とよばれている。この官省符庄については①平安初期に成立した権利の強固な庄園であり、②不輸租という特権をもつ庄園である、ということが通説となっている<sup>⑦</sup>。しかし注意すべきは不輸租特権をもつ官省符庄が平安初期に成立したということは厳密に証明されている事実ではないことである。官省符庄の確実な初例とされているのは大山庄の承和一二年（八四五）九月民部省符案であるが、これは一一世紀に作られた偽文書であることが明らかにされている。その他九世紀の庄園関係文書で、庄田としての確認と不輸租を結びつけそれを官省符庄とよんでいる事例はでてこない<sup>⑧</sup>。官省符庄という言葉があらわれるのは一〇世紀に入ってからである。承平五年（九三五）一〇月東寺伝法供家牒<sup>⑨</sup>で庄園側が大山庄は官省符庄であるから田租・正税を免除してほしいという要求を出しているのがその初出である。すなわち、不輸租特権をもつ官省符庄の成立は九世紀にさかのぼらすことはできないとみるのが妥当である。その点で、官省符庄とは延喜庄園整理令を契機に進行する庄園の再編のなかで、九世紀の庄園を再編してあらわれる一〇世紀―一一世紀中期に固有な庄園であり、庄田（不輸租田）であることの正当性を官省符により証明するという形であらわれる庄園である、といつてよい。

この官省符庄の形成と展開のあり方を最も古く示している例が本章でみた延喜年間以降の大山庄のあり方であるが、ここにおいては国家は整理令の原則に基づき庄園そのものの王臣家・寺社による排他的・独占的支配を否定すべく庄園を公田と私田の二部分より成り立っており、しかも公験の明確な田地以外は全て公田<sup>⑩</sup>輸租田として把握しようとしている。その点で庄園内部を私地（私財田）と公地（未開地）とで構成されるものとして把握しようとしていた九世紀の庄園支配のあり方を基本的にはひきついでいる。このように理念的には律令制の大規模分割地規制の枠の内部で再編されてあらわれる官省符庄は、八世紀中期の天平私財法を契機に展開する初期庄園の最終段階にあらわれる庄園としてとらえるものと考える。しかし整理令の庄田確認の基準が貫徹しきれず一部修正されている例が出ていること、および庄域内新開田の自動的な庄田への転化という整理令の原則と真向から対立する王臣家・寺社側の主張が最初から併存し衝突がくりかえされて

いること、に示されるように官省符庄の段階では庄園が律令制下の大規模分割地規制のもとから最終的に脱却して、庄園そのものの私的大土地所有化が実現する前段階に達していることを見落してはならない。

以上のような構造をもつ官省符庄も一一世紀に入るとともに変質していく。長和二年（一〇二三）に、弘福寺の所領内で国検田使は庄域の検田を行い、本田（庄田）とそれ以外の田を区別し、この庄田以外の田を収公してそこに租税・臨時雑役を課そうとしたことについて、弘福寺々領は寺田（庄田）と無色・無図に分れており、後者は公田であり租税を納入すべき田地であるが代々の国司が免除しているので慣例に従い寺田となし租税を免除する、という裁定を大和国衙がくだしている。<sup>②</sup>この弘福寺領の例から一一世紀前半の官省符庄の特質として次の二点を導びき出すことができる。①理念的には同一庄域内でも確認された寺田すなわち庄田と、無色・無図すなわち庄田以外の田とに分けられ、前者は私田、後者は公田とされている。また確認された庄田は租税が免除され、無色・無図（公田）は租税を出すべきであることも明確にされている。②以上①は整理令を出発点にした官省符庄のあり方についての原則をのべているものであることは云うまでもないが、この長和の段階ではこの原則が完全に形骸化しており、庄域内既耕田の公田・私田の別は事実上消滅し全ての庄域内既耕田の租税を免ずるといふ国衙の慣例が明確にされている。

この①②で示されていることは、一一世紀前半の官省符庄では庄域内既耕田について庄田とそれ以外の公田とみなされる田地の差異が消失し、全ての既耕田の庄田化と不輸租化が進んでいるということである。これは官省符庄のあり方の根底からの否定であるとともに、官省符庄のあり方を規定している整理令の原則の否定でもあることは明らかである。なお、このような官省符庄の変質と関連して注目したいのはほぼ同一時期におこっている臨時雑役の人別免除から四至別免除への移行についてである。<sup>③</sup>これは弘福寺領にみられる官省符庄の変質と同一事態を示しているものである。すなわち官省符庄内の公認された庄田とそれ以外の非庄田である新規開発田（公田）の差異の消滅は臨時雑役の人別免除のあり方を大きく変える。恐らく庄田と非庄田の差異の消滅のなかで、庄域内新開田は公田でありゆえに臨時雑役が賦課さるべきであると

する主張が成り立たなくなり、庄園側は庄域内全既耕地が庄田化した以上庄域内への臨時雑役は自動的に全て免除するべきであるとする、いいかえれば庄園に臨時雑役賦課ということそのものが成り立たないとする、いわゆる四至内免除の主張をおしだしてくるのであろう。

全般的に庄域内既耕田の庄田化するわち庄園そのものの私的大土地所有化、およびそれへの田租・正税・臨時雑役など律令制的負担の全面的な立ちきり、という事態が一世紀前期以後進行していく。これは初期庄園の私的大土地所有への傾斜のくい止めを志向した整理令の原則に規制されて展開してきた官省符庄の解体を意味するとともに、八世紀中期以来律令制の大規模分割地規制の枠のもとで展開してきた初期庄園が最終的に律令制の枠を打破り私的大土地所有としての自己を確立しはじめていることを意味する。

- ① 公田・私田に関する研究の歴史整理については泉谷康夫氏「公田について」「公田再論」（同氏前掲著書所収）が手引きになる。
- ② 同氏「律令時代の公田について」（『法制史研究』一四号、二二三頁）。
- ③ 公田の史料上の初見は天平宝字二年（七五八）六月「阿波国名方郡新島庄絵図」に「公地与寺地界」と出てくるものである（吉村武彦氏前掲論文四八頁）。
- ④ 私田の史料上の初見は管見の限りでは『続日本紀』延暦一〇年（七九二）六月二五日条の「勘定公私之地」という記載である。
- ⑤ 泉谷康夫氏「公田について」第四章。
- ⑥ 延喜一五年（九一五）九月東寺伝法供家牒（平安遺文一・二二二）。
- ⑦ 延長二年（九二四）八月東寺伝法供家牒案（平安遺文一・二二九）。
- ⑧ 平安遺文二・三〇五。
- ⑨ 延喜二〇年（九二〇）九月右大臣藤原忠平家牒（平安遺文一・二二七）。
- ⑩ これと関連して赤松俊秀氏は、延喜五年に大江御厨の新設が認められていることに示されているように庄園の新設が認められていること、および百姓の名による治田の立券が抑止されるようになったこと、の二点から整理令以後若干年をへた時点で整理令の方針に重大な変更が加えられたという指摘をしている。しかし本文でのべたように整理令の施行過程で整理令の原則が一部修正を加えられた事実はあるが、整理令の根本方針そのものに重大な変更が加えられたという事実はなかったものと考ええる。長暦二年（一〇三八）太宰府政所下文案（平安遺文二・五七五）によると、太宰府は観世音寺所領内の新規開墾田について「至本領田者、領知可然、於新開田者、雖四至内、非可必領」という原則はあるが、事が善根に関することなので「可從優免」としている。ここで云う本領田以外の新規開田はそのまま観世音寺の領田として認めるわけには行かないという原則は、整理令における新規開田は公田という原則そのものとみてまちがいがいなかろう。このことから、整理令で出されている原則は形骸化しているものの、國家の庄園規制の

基準として変更を加えられることなく一世紀中期まで存続していたことを確認しうるのである。

さらに赤松氏の主張の論拠についてみておく。まず有力な論拠の一つになっている御厨子所領河内国大江御厨について、元永二年（一一一九）七月官宣旨写（平安遣文九一四六七〇）に「応遣官使、任延喜五年国司請文、令檢注言上大江御厨四至并供御人交名・在家・免田地所等事、副下、延喜五年国司請文案卷通」とある。赤松氏はこの史料をもって御厨が延喜五年に新設されたとしている。しかしこれは誤りである。この史料は先にみた東大寺領因幡国高庭庄の返還要求の史料と同性質のものとするべきである。すなわち御厨子所が自己の持つ御厨について公験に基づいてその由来が確かであることを主張し、太政官が河内国司にその御厨の四至・田地などの現状の報告を求め、国司がその命令に基づいて「延喜五年国司請文」を作成したのであろう。その意味でこの請文は高庭庄で云うならば、庄の現状を報告している延喜五年一月因幡国司解（前章註⑩）と同一内容とみてよいものであり、整理令以前より存続していた御厨について、調査の上で整理令の原則に基づいた存続の確認が行われていることを示す史料とみるべきである。その点から云うと、大江御厨の例は整理令の原則の改変がなされたことを示す例ではなく、高庭庄と並んで勅旨開田の系列の庄園における整理令の実施過程を示す例としてみるべきものである。次に百姓治田の立券抑止についても、菊地康明氏の「赤松氏の指摘された百姓の治田立券抑止も、買得者が権門輩下の在地富豪層であり、田地売買を通じて富豪層ひいては荘園領主に対する耕作農民の隸属民化を生ぜしめるところに原因があったのであって、その意味で整理令の本質に矛盾するものではなかったと考える」（同氏著『日本古代土地所有の研究』二七二頁）、という指摘の通りであり、整理令の原則変更を示す事例とは云いえないのである。

① 同氏「臨時雑役に関する一考察」（大阪市立大学大学院『人文論叢』一・二合併号）。

② 平安遣文二一四七九。

③ 平安遣文二一四七六。

④ 平安遣文二一四七三。

⑤ なお、庄園への臨時雑役の免除が庄司・寄人への人別免除という形をとっているのは、これを足場に特権を広げようとする庄司・寄人の活動を制限しようとするためであった。すなわち特権に預かりうる人数を制限しその特権の拡大を抑えようとしているのである。具体的には『類聚三代格』卷二十所収延喜二年四月十一日太政官符「心差使雜役不従本職諸司史生已下諸衛舍人并諸院諸宮王臣家色々人及散位々子留省等事」に、事に堪えうる輩が舍人・雑色と称して本司・本主の権威をかりて國・郡司に従わぬことを指摘しているが、このような動きを抑えようとしているのである。

⑥ 坂本實三氏が前掲著書第一編第一章で分析した元興寺領近江國愛智庄の例は官省符で付与された田地のみ庄田として不輪租を認めており、これは明らかに整理令でされた基準そのものを用いたケースである。これに対して、大山・岡屋諸庄は整理令以後の新規開墾田をも庄田として確認しそれへの不輪租化の承認も官省符庄という名目のもとに行っており後者の基準を用いたケースである。

なお坂本氏はこの著書で免除領田制という著名な概念を出している。それは氏によると「官省符庄の庄園領主がその庄園所在の國の國司に対して庄田の免除（「官物不輪」の申請をし……申請をうけた國司はそれを調査した上で免除の國判を与えている」（前掲書一九頁）制度であり、さらに免除をうける庄田の範圍について「律令制下の官省符庄不輪田の範圍は官省符で付与された田地だけでなく、その後、買得・新開によって付加されてきた田地も班田園・園に園判に園付されさえすれ

ば既存官省符田に同質化されて区別されることなく不輸租田とされたが、免除領田制の成立によって不輸官物が認められるのは官省符で付与されたものに限るといふ原則となつた」(同八七頁)としている。

この考え方は次の二つの問題点があると考ええる。一つは氏の云う免除領田制を整理令と関係のないものとして切りはなしたことであり、他の一つは庄田免除の基準が免除領田制を含めて二つあるということを見落していることである。

まず第一点について、氏はかつて免除領田制を整理令の表現であるとして兩者を結びつけていたが、前掲著書でそれを誤りとし切りはなした(同一一三頁)。しかし氏の云う免除領田制の内容は官省符田は不輸租でありそれ以外の新開田は輸租ということである。これは庄城内新開田は公田でありかつ輸租田であるとみなすという整理令の原則そのものである。その点できりはなしは誤りであるといえる。

第二点について、氏は「免除領田制下においては、庄内新開田が免除されるか否かは各庄園の慣行によって異なるものがあつた」(同10六頁)として二つの庄田免除基準が事実の上で存在していることを認めているにもかかわらず、免除領田制ということで基準としてとりあげているのは愛智庄で代表される免除基準すなわち整理令の原則そのもの、だけである。そのために氏の場合この二つの基準の存在を規定づけている庄城内新開田をめぐる國衙と庄園のするどい対立の存在を

見失う結果になっている。このようなことになっている理由は氏が免除領田制すなわち新開田免除の問題を租の輸・不という視角からのみとらえ、その根底にある公田・私田の別をめぐる所有次元の問題と結びつけてとらえていないことにあると考ええる。

⑬ 角川・日本史辭典、官省符庄の項。

⑭ 平安遺文一―七七。

⑮ ただし先掲の延喜八年播磨國某庄別当解で庄城内新開田は不輸という主張があることからみて、その前提として庄城内の本来の庄田は不輸ということとは九世紀の庄園でも存在したとみてよい。ただこれらの不輸租田を官省符田とよんでいた形跡がないのである。

⑯ 平安遺文一―二四五。

⑰ なお、太政官が官省符庄であるという理由でその庄田の田租・正税の免除を公式に認めているものとしては天曆五年(九五―)九月の醍醐寺領伊勢國曾禰庄についての太政官符案(平安遺文一―二六二)が最初である。

⑱ 長和二年十一月大和弘福寺牒案(平安遺文二―四七三)。

⑳ この移行については、長山泰孝氏「臨時雑役の成立」(同氏著『律令負担体系の研究』所収)、坂本氏前掲著書第二編第二章、などを参照。

## む す び

以上三章にわたって分析してきたことについて、まとめを行ひむすびとしたい。

1 延喜庄園整理令は四通の官符から成り立つが、このうち太政官符「応停止勅旨開田并諸院諸宮及五位以上買取百姓



田地舎宅占請閑地荒田事」が主要な官符である。この官符を現状把握部分と対応策部分とに区分して考えるという方法で分析し、次のことを指摘した。①従来勅旨開田を勅旨田と同義とみなしていたがそれは誤りであり、勅旨開田は国家公認の大規模野占地（分割地）を指す。②整理令全体としては勅旨開田および百姓の私地集積という二つの形態をとって展開する初期庄園の整理を行うことを目的にして出された法であるともみるべきである。

2 次に整理令の史的位置づけを、律令国家の大規模分割地規制（庄園規制）との対比で行った。山野・空閑地の公的分割の承認と、この公的分割地内部の開発田の私財化の承認という目的をもって出された天平私財法を基点に展開する大規模分割地規制は、宝龜年間の復活私財法などをへて延暦～弘仁年間に完成をみる。完成されたこの規制は、第一に民要地・個別利益地・共同利益地という農民の生産活動の場の一体性を確認し、それを破壊する形での大規模分割地の設定を禁止すること、第二に設定を認められた大規模分割地についても内部の開発田は私地（私財田）として認めるが、未開地は三年不耕・上毛利用解放兩原則が適用される公地であるとし、庄園そのものの私的土地所有化を抑制すること、以上の二点を特質としている。以上の大規模分割地規制と対比した場合の整理令の特質として、第一に大規模分割地規制をうけついで、庄園の新たな設定を禁止するとともに、既存の庄園についても、庄田≠不輸租田として認めるのは公驗の明確な田地のみに限定し、その他の新開田・買得田は庄域内にあっても公田として把握するなど庄園の私的土地所有化抑止を打出していること、第二に一〇世紀初頭の国家の土地支配政策のあり方に規制されて、庄園の整理は九世紀と異なり既耕田の把握・整理にしばって行われ未開地規制がきりすてられていること、以上の二点をあげうる。

3 そしてこの整理令が一〇世紀の庄園に与えた影響について、公田・私田概念の変遷をふまえて分析した。一〇世紀において国家は整理令の原則に基づき、国衙が公認した庄田は私田（不輸租田）、新規開発田は公田（輸租田）ということによって庄園を把握し庄園そのものの私的大土地所有化を抑止しようとしている。ただし王臣家・寺社は整理令発布直後から新規開発田をも私田（不輸租田）として認めさせようと国衙と争っており、そこにするどい対立があらわれている。このように

整理令の原則に基づいたしかも庄域内新開田をめぐる矛盾をかかえた庄園は官省符庄とよばれていた。しかし一世紀前半になると王臣家・寺社側の要求が国家によって実質的に承認されていき、そのなかで官省符庄は解体の方向に向うとともに律令制の大規模分割地規制の理念をひきついで整理令の理念も最終的に解体するのである。

4 最後に初期庄園全般の変遷についてまとめておきたい。初期庄園は八世紀中期から一一世紀中期にかけて存在する、理念的には律令制の大規模分割地規制のもとにおかれた、王臣家・寺社の土地集積であるが、その変遷は次の三期に整理してとらえるのが妥当である。

第一期（八世紀中期～後期）北陸の東大寺領庄園によって代表され、天平私財法を出発点に展開する。未開地の分割・賜与によって成立し、内部の開発田は私財田として認められる。しかしこの期の庄園経営がほぼ全面的に国家に依存していることにもあらわれているように、庄園そのものは公的分割地という性格を持っている。なおこの期においては律令制の大規模分割地規制の未完成という情況のなかで、庄所有者の庄域内専制支配が展開することも一つの特徴である。

第二期（八世紀後期～九世紀後期）勅旨田・親王賜田などによって代表され、完成した律令制の大規模分割地規制のもとでの王臣家・寺社の土地集積である。この期の庄園の特質は、庄域内の開発田は私地（私財田）であるが未開地は公地であることが明確にされていることである。これは大規模分割地規制完成の結果であるが、私功を投入し続ける限りにおいてという律令制的規制のもとでの私人の永続的占有すなわち私地の広汎な展開という条件なしには明確にはなりえないことである。その意味でこの期の庄園は第一期と同じく未開地の公的な分割地という基本的な性格を持ちつつも土地国有制という理念のもとにおける私地の展開が極限に達した段階での土地の大規模集積という性格を持っているのである。

第三期（一〇世紀初期～一一世紀前期）延喜庄園整理令を契機に展開する官省符庄で代表される。官省符庄では庄域内を私田（確認された庄田）と公田（新規開発田）とに分けてとらえており、その限りでは第二期と同質である。しかし私田の概念が私功を加え続けている限りという限定がなくなり私的土地所有の概念に近づいていることに象徴的に示されるように公

田・私田の概念が律令制の原則を無視する面を持つようになっており、それに規定されて官省符庄そのものが律令制の枠をのりこえた私的大土地所有という面を強めていっているのである。その意味で官省符庄は中世庄園への過渡段階とも云うべき性格を持っているといつてよい。

以上が初期庄園の変遷の素描であるが、勿論きわめて不十分である。とくに官省符庄については問題の一端に触れたにすぎず、経営の問題その他分析がなされねばならぬことが多いが、別稿を期したい。<sup>②</sup>

① 拙稿「初期庄園の形成と展開」（前掲）において、天平私財法以後展開していく初期庄園を私的大土地所有としてとらえている。しかし

これは律令制の大規模分割地規制の強力な規制を十分考慮に入れないこと、ことに九世紀の庄園（勅旨田・親王賜田で代表される）の内部が公地と私地とから成り立っていることを見落していること、のためのできた誤ったとらえ方であった。訂正したい。その点で不十

分ではあるが本稿をもって、筆者なりの初期庄園の性格づけをしたものとさせて頂く。

② 本稿の一部は第二回中国・四国地区中世史研究会（一九七七年七月二日）において報告し適切な助言を頂いた。出席諸氏に記して謝意を表したい。

（徳島大学教育学部助教）

*Engi* 延喜 Provision of Regulation of Manors

by

Yukihiko Maruyama

Engi provision of regulating manors was issued aiming at rearrangement of early manors which had been formed in two ways; one was the large-scale partition of wasteland and the other was the private accumulation of field by peasantry. Under this provision no manor could be newly established (that is, the prevention of the manorial enlargement), while the existing manors, except already authorized field, were readjusted not to be newly changed into private manors, with the fields under development recognized as *Koden* 公田 (i. e. dutiable ones), which means the regulation of transformation from manor into private estate. Between the enactment and the early eleventh century there developed *Kanshofusho* 官省符莊 (i. e. duty-free manors authorized by the government), as the last phase of early manors, which was under the regulation of the provision but at the same time apparently running its course to the private landholding.

*Jên-hsiao* 仁孝: A Study of an Ideology in  
China, 2nd to 7th Century

by

Shinichiro Watanabe

From the reign of Emperor *Hsien-wên* 獻文帝 in *Pei-wei* 北魏 to the middle *T'ang* 唐 period, the emperor was required to have a virtue of *jên-hsiao* as his qualification. We can assume as follows. First that virtue had its origin in the controversy over the superiority of *jên* and *hsiao* debated in the period from *Hou-han* 後漢 to *Hsi-chin* 西晉. Then it became to grow into an ideology for keeping the petty agricultural management. In this article, we study the historical character of Chinese dynasties from 2nd to 7th century by means of following the formation, development and decline of *jên-hsiao* ideology.